

# ワンストップ特例申請の手順

ふるさと納税による寄附金税額控除の「ワンストップ申請」の方法は2種類。最適な申請方法をお選びください。

便利! 簡単!

NEW

## スマホで完結



マイナンバーカードをお持ちであれば断然おすすめ!

### ペーパーレスのアプリ申請



公的個人認証

# IAM

—アイアム—

申請書の  
返送不要

ペーパー  
レス

スマホで  
完結

STEP 1

### アプリをダウンロード

申請アプリ「IAM」をダウンロードする。

iPhone



Android



STEP 2

### 申請書のQRをスキャン

同封の申請書のQRコードをスマートフォンで読み取りサイトへアクセスする。

※住所などの変更がある場合は、正しい情報に変更をお願いします。

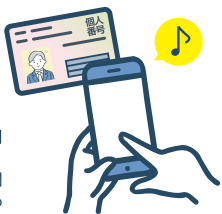


STEP 3

### アプリで簡単に個人認証

マイナンバーカード作成時にご自身で設定した暗証番号2種類(※)を入力。マイナンバーカードをかざし完了ボタンを押して完了!

※券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)と、署名用電子証明書暗証番号(英大文字・数字6~16桁)です。  
※暗証番号をお忘れの場合や一定回数連続して入力を間違えた場合は再設定が必要です。詳しくは住民票のある自治体にお問い合わせください。



※申請書の送付は「不要」です。

## 従来の申請方法



従来の書類郵送による申請も引き続きご利用頂けます。

### 書類郵送による申請

STEP 1

#### 申請書のチェックをする

同封の申請書の太枠内の正誤をご確認ください。誤りがある場合は二重線で消し訂正をお願いします。個人番号欄には、氏名欄に記載されている方のマイナンバーをご記入ください。

STEP 2

#### 必要書類を貼付

住所氏名が一致している確認書類のコピーを切り取り、申請書に貼り付けてください。確認書類は下記3パターンのうちいずれかをご用意ください。

#### A マイナンバーカード

マイナンバーカードの  
両面の写し



#### B 顔写真付き本人確認書類

公的機関発行の  
顔写真付き本人確認書類(写し)

- ・運転免許証
- ・パスポート
- など



マイナンバー  
通知カード  
(写し)



もしくは

マイナンバー  
記載の住民票  
(写し)



#### C 顔写真なし本人確認書類

氏名・生年月日・住民票の住所がわかる  
公的機関発行した書類(写し)2点以上

- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- など

※2点以上



STEP 3

#### 申請書を返送

申請書・必要書類を、同封の返信用封筒で返送してください。

寄附された翌年の  
1月10日(必着)

でご提出ください。



※ご寄附した申請件数分のワンストップ特例申請が必要になりますのでご注意ください。

※期日を過ぎた場合は、寄附者様ご自身で確定申告をしていただく必要がございますのでご注意ください。



※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

年 月 日 <b>愛媛県松山市長</b> 殿		整理番号	12345200000001			
住所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-8-15 サティス博多駅東2階	フリガナ	きふ たろう			
		氏名	寄附 太郎			
		個人番号				
電話番号	092-461-1155	生年月日	明大昭 ①令	10	・ 6	・ 1

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 5 月 3 日	100,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。</p> <p>(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。</p>	

----- ( 切り取らないでください ) -----



断然便利！マイナンバーカードをお持ちの方必見！

申請書の返送が不要！ワンストップ特例申請がスマホで完結！

専用のアプリからマイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が即時完了

アプリから申請をしない方は、以下に添付書類を貼り付けてください

① 個人番号確認書類	② 本人確認書類
<p>のりしろ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード(裏面) (裏面:個人番号のある面)</li> <li>マイナンバー通知カード</li> </ul> <p>どちらかのコピー</p> <p>※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を、コピーして同封してください。</p> <p>のりしろ</p>	<p>のりしろ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード(表面)</li> <li>運転免許証 ・ パスポート</li> <li>身体障害者手帳(カード型)</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>療育手帳(カード型) ・ 在留カード</li> <li>特別永住者証明書</li> </ul> <p>上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p> <p>のりしろ</p>

※この書類は機械で読み取り処理をします。重ならないよう、剥がれないように貼り付けてください  
※このスペースに貼れない書類については、本紙裏面に貼り付けてください